

仙台市水道局業務委託成績評定要領

(令和6年 3月 26日 給水部長決裁)

(評定基準)

第1条 評定者は、評定を行おうとする業務について、別添の採点表により評定を行うものとし、評価項目、評価の視点及び評価細目の変更、追加、削除並びに配点の変更は行わないものとする。

(1) 調査職員

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、加減点要素の各項目に従って、評定を行うものとする。

(2) 主任調査員

1) 評定方法

主任調査職員は、調査職員の評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、業務の実施計画段階、業務の遂行段階、業務の成果品の各項目について直接関与した場合（程度は問わない）についてのみ調査職員の評定結果に加減点することにより業務に対する総合評価を行う。

2) 評定内容

(主任調査員及び調査員用) 評定表中各項目の細別を参考に、業務についての総合評定を行う。

3) 評定点範囲

(主任調査員及び調査員用) 評定表中、業務の実施計画段階、業務の遂行段階、業務の成果品の各項目について、それぞれ±15点、±10点、±5点の範囲（総計±30点）で評定するものとする。但し、項目ごとの主任調査員の点数と調査員の点数の合計は、各項目に配分された点数を超えてはならないものとする。

4) 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生した場合、前項とは別に総合評定点に対して別表-1を参考として15点まで減点することができる。

別表-1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	業務関係者に重傷者が発生した等の事故等	業務関係者に死亡者が発生した等の重大事故等	公衆に、負傷者もしくは死亡者が発生した等の重大事故等
考查点	-5点	-10点	-15点

(3) 検査員評定基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、加減点要素の各項目に従って、評定を行うものとする。

(評価様式)

第2条 履行状況の評価は、別表－2の様式を用いるものとする。

別表－2 業務種類別の適用採点表

検査部署	業務 \ 様式	成績調書	調査職員用評定表	検査員用評定表
計画課	測量	B1	B1-1a	B1-1b
	地質調査		B1-2a	B1-2b
	計画検討・解析等		B1-3a	B1-3b
	設計・工事監理		B1-4a	B1-4b
	上記複合		各業務	各業務

2 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

(1) 対象業務が「測量業務」「地質調査業務」「計画検討・解析等調査業務」「設計・工事監理業務」のうち複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、主たる業務が特定できる場合には、原則としてその業務の評定をもって評定点とみなすものとする。

(2) 「測量業務」「地質調査業務」「計画検討・解析等調査業務」「設計・工事監理業務」の4者のうち複数の業務にまたがる場合の「主たる業務」の取扱いは、次による。

1) 「測量業務」「地質調査業務」「計画検討・解析等調査業務」「設計・工事監理業務」対象部分のどれか1つが500万円を超えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。

2) 「測量業務」「地質調査業務」「計画検討・解析等調査業務」「設計・工事監理業務」対象部分のどれもが500万円を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。

3) 「測量業務」「地質調査業務」「計画検討・解析等調査業務」「設計・工事監理業務」対象部分の複数が500万円を超えるときには、主たる業務を特定することが出来ないため、それらの複数業務をそれぞれ評定し、平均(金額比較に応じた)により評定点を算出するものとする。

4) これらの取扱いは、検査員及び主任調査員・調査員で統一する。

3 採点表の選定について、対象業務が複数にまたがる場合の取り扱いは、調査員と主任調査員が決定のうえ、検査員と統一するものとする。

(評定基準)

第3条 前項様式の採点マニュアルは、必要に応じて別途定める。

附則

この基準は、令和6年4月1日から実施する。